Japan tax alert

EY税理士法人

ユーラシア経済連合 関税評価額へのロイヤルティ加算 指針変更

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのアラートは、下記サイトからご覧になれます。

https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

ユーラシア経済委員会(EEC: Eurasian Economic Commission)理事会は、関税評価額へのライセンス料及びその他これに類する支払いの加算に関する法律を改定しました(2018年8月28日ユーラシア経済委員会理事会勧告第15号)。

当該改定は、ユーラシア経済同盟(EEU)の全加盟国(ロシア、カザフスタン、アルメニア、ベラルーシ、キルギスタン)において、商標、ノウハウ及び複製権等のライセンス料の関税評価上の取扱いを明確にしました。

同時に、具体例を挙げ、ライセンス料を関税評価額に含むべきか否かについての解釈をも提示しています。例えば、ライセンサーが輸入者に仕入先や輸入する製品の選定に制約を課している場合、ライセンス料は当該製品に関連すると考え、関税評価額に加算すべきであるとしています。



今般の改定を受け、各社は次のような場合において、関税評価 の観点から取扱い方法を見直すことが望ましいと言えます:

- 1. 商標が付された製品を輸入し、当該商標の使用に係るライ センス料を支払っている
- 2. EEU加盟国での複製を目的に製品を輸入し、複製権に係る ライセンス料を支払っている
- 3. EEU加盟国でライセンス対象製品を製造するため、原材料 やその他の材料を輸入している。最終製品には商標を付さ なければならず、そのため、ライセンス料を商標権利者へ支 払っている
- 4. EEU域内で特許製法(ノウハウ)を用いて製品を製造するた めに特殊な設備やその他の物品を輸入している。設備の売 手に特許製法(ノウハウ)を使用するためにライセンス料を 支払っている

詳細な事例については、3ページ目の参考事例をご参照くださ い。

企業から見た今般の改定の意味

すでにライセンス料を輸入品の関税評価額に加算している企 業は、加算内容や関連する契約書を再検証することで加算す るロイヤルティ額を減額又は加算対象外にできる可能性もあ ります。

一方で、ライセンス料を支払っているが、関税評価額に含めて いない場合には、ライセンス料の内容を再検証し、加算の要否 を確認することをお勧めします。加算が必要と判断された場 合、適切な加算方法を確立することが必要となるでしょう。

企業に求められる対応について

関税評価上のライセンス料の取扱いが明確化されたことによ り、各社は支払っているライセンス料の取扱いに関して十分 な対応を行うことが望ましいといえます。具体的には以下のよ うな対応が挙げられます:

- ▶ 法令の内容を十分に理解すると同時に締結している契約 内容を精査し、加算すべき又は加算対象外にできるライ センス料の特定
- 関税評価上の取扱いを変更した場合の影響やリスクの 試算
- 新たに決定したライセンス料の取扱いに関する税関との 事前合意
- ライセンス料を加算するための合理的な方法の確立

参考事例

EECの新指針に基づきライセンス料の取扱いに関する事 例は、以下の通りです。

なお、各々の事例は一般的な関税評価上の取扱いを記載し たものであり、加算対象となるか否かは個々の契約内容、 支払状況、取引状況、条件等に応じて異なる点をご留意く ださい。

1. 複製(複写)に係るライセンス料

貴社は輸入する物品の複製(複写)についてライセ ンス料を支払っている。例えば、原原種の繁殖や国 内にて複製する予定の製品の原型(玩具の原型等)、 国内で生産する予定のワクチンのもとになる微生物 菌株等に対するライセンス料。

加算対象となる可能性: 低い

2. 商標の使用に係るライセンス料

自国内の事業活動において(看板、インターネット 等) 商標を使用するためにライセンス料を支払って いる。

加算対象となる可能性: 低い

商標登録製品を輸入しており、商標権者でもある売 手に、国内での当該商標の使用(輸入及び販売)に係 るライセンス料を支払っている。

加算対象となる可能性: 高い

商標を付した製品を輸入しており、商標権者に、当該 商標の使用(輸入及び販売)に係るライセンス料を 支払っている。商標権者は売手と異なるが、商標権 者、売手、及び貴社は特殊関係にある。商標権者が外 国法人か国内法人かは問わない。

加算対象となる可能性: 高い

貴社は最終製品の製造に使用する原材料を輸入し ている。最終製品に付されている商標のライセンス 料を特殊関係にある商標権者に支払っている。貴社 はサプライヤを自由に選ぶことができ、商標権者や 国内外の第三者の両方から購入している。それら第 三者は、商標権者や、売手とは非関連であり、原材料 を自由に販売できる。商標権者は、当該最終製品の 品質についてのみ要件を課している。

加算対象となる可能性: 低い

商標を付した製品を輸入、販売しており、そのための ライセンス料を商標権者に支払っている。貴社と商 標権者は特殊関係にあるが、売手(製造者)は、貴社 及び商標権者とは非関連である。売手と商標権者の 間で締結あれている製造委託契約に基づき、売手は 商標を付した製品を製造する。商標権者は売手に製 品の品質及び販売先を指定している。

加算対象となる可能性: 高い

貴社は、原材料を輸入し製品を製造している。最終 製品には商標を付しており、そのライセンス料を商 標権者に支払っている。原材料の売手は、商標権者 又は売手と特殊関連にある者もしくは売手が指定す る者のいずれかであるが、貴社は商標権者や原材料 の売手とは非関連である。商標権者は、貴社に対し て仕入先の選定、原材料の第三者への転売及び原 材料の用途に制限を課している。

加算対象となる可能性: 高い

3. ノウハウの使用に係るライセンス料

▶ 貴社は製品の製造に必要な特殊製造技術を搭載し た設備を輸入し、当該技術を使用した製品を生産 している。貴社は、当該製造技術(ノウハウ)を使用 するためのライセンス料を設備の売手に支払って いる。

加算対象となる可能性: 高い

輸入した原材料を使用し、特許権者の技術(ノウハ ウ)を用いた最終製品を生産している。貴社はこの 技術の使用に係るライセンス料を支払っている。原 材料自体には知的財産が含まれておらず、ライセン ス料を支払っている設備を用いて生産されているわ けではない。

加算対象となる可能性: 低い

▶ 当該技術を使用するのに必要な設備を輸入してい る。売手は、貴社又は権利所有者とは非関連である。 当該設備の販売は、会社が権利所有者へライセンス 料を支払っているか否かに左右されない。

加算対象となる可能性: 低い

EY税理士法人

大平 洋一 パートナー yoichi.ohira@jp.ey.com 原岡 由美 アソシエート パートナー yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan 最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問·ご意見 等がございましたら、弊社の担当者又は 下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jpをご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181213

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp